

総合特区制度に関する提案について

国では、本年6月に閣議決定された「新成長戦略」に基づき、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施する「総合特区制度」の創設を予定しており、新たな提案（アイデア）を募集しています。

本日、県では、次のとおり提案を提出いたしましたので、お知らせいたします。

1 提案の概要（各提案の内容は別添資料もご参照ください）

(1) 国際戦略総合特区（仮称）

ア 京浜臨海部における環境・ライフサイエンスの国際競争拠点形成特区 （横浜市・川崎市と共同提案）

- 羽田空港と隣接する殿町3丁目地区を中心に、京浜臨海部におけるライフサイエンス・環境分野の国際交流拠点形成を促進させるため、総合特区制度を活用する。

イ かながわEV開発普及特区（県単独）

- 「新成長戦略」に位置づけられている環境分野の中で、本県が全国をリードして普及推進に取り組む電気自動車（EV）の普及加速化を図り、さらにはEV関連産業の集積促進、低炭素型社会の形成を目指す。

(2) 地域活性化総合特区（仮称）

かながわ環境・エネルギー関連成長産業集積特区（県単独）

- さがみ縦貫道路沿線地域を中心に、新たな産業が創出されるオープンイノベーション地域として、成長産業である「環境・エネルギー関連産業」の集積を促進し、京浜臨海部に比肩する産業集積地域の実現を目指す。

※上記3提案はアイデアレベルの提案を含む内容であるため、正式申請に向けて、関係機関や市町村とともに内容の成熟化を図っていく予定

2 今後の予定

国では、地方自治体等からの提案内容に基づき、制度設計を進め、必要な予算措置や関係法令の整備を行い、来年度当初から認定申請を受け付ける予定

問い合わせ先

（総合特区制度全般、1(1)アについて）

神奈川県政策局政策調整部特定政策推進課
課長 守屋 電話 045-210-3250

（1(1)イについて）

神奈川県環境農政局環境部交通環境課
課長 山口 電話 045-210-4130

（(2)について）

神奈川県商工労働局産業部産業活性課
課長 屋宮 電話 045-210-5550

(参考) 国の提案募集の概要

1. 提案募集の趣旨

今回の総合特区に係る提案募集は、これまでの地域活性化策が国であらかじめ設定した支援策に地域を誘導したり、地域も国の支援を受けることが目的化した面があるのではないかとの反省に立ち、まず、地域においてとるべき戦略を主体的に検討し、それを実行する上でのボトルネックや必要な支援措置を抽出するために実施。

※ 今回の募集は、制度創設を行う上での新たなアイデアを募集するものであり、今後の指定、認定等の措置に直結するものではない。

2. 提案の主体

今回の「総合特区制度」に係る提案については、地方公共団体（都道府県、市区町村）、民間法人、NPO 等からの提案を募集。単独提案・共同提案のいずれも可能。

3. 募集期間

平成22年7月20日（火）から平成22年9月21日（火）まで

4. 募集する特区の内容

(1) 「国際戦略総合特区（仮称）」

「国際戦略総合特区（仮称）」は、我が国全体の成長を牽引し、国際レベルでの競争優位性を持ちうる大都市等の特定地域を対象とし、我が国経済の成長エンジンとなる産業、外資系企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成するため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込むことを予定

(2) 「地域活性化総合特区（仮称）」

「地域活性化総合特区（仮称）」は、全国で展開し、地域の知恵と工夫を最大限活かし、地域の自給力と創富力を高めることにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図るため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、「新しい公共」との連携を含めた政策パッケージを講じることを予定